

教育委員会定例会会議録

平成25年5月9日 午前9時30分 開議

出席委員

委員長	池田悦子
委員	小田伊佐浩
委員	柳瀬ひろみ
委員	林正美
委員	花井正文

説明のための出席者

教育部長	近藤薫子
教育部次長	柴谷好輝
教育部次長兼学校教育課長	白井博司
教育部次長兼中央図書館長	内藤嘉和
庶務課長	山寄博充
学校教育課主幹	大林淳司
生涯学習課長	前田清彦
スポーツ課長	中村幸夫
学校給食課長	山西宣好

教育長が指定した事務局職員

主事	木和田聡哉
----	-------

議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 第16号議案 教職員の任用について
- 第3 第17号議案 豊川市社会教育委員の委嘱について
- 第4 第18号議案 豊川市学校給食共同調理場条例の一部改正について

(午後9時30分 開会)

「池田委員長」 定刻になりましたので、ただ今から教育委員会を開会し、直ちに会議を開きます。
始めに日程第1、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員は、委員長において、
柳瀬・花井 両委員を指名いたします。

「池田委員長」 続いて、日程第2、第16号議案「教職員の任用について」を議題といたします。
なお、本案は、職員の人事に関する案件ですので、議事を非公開とし、会議内容の議事を別に記録することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

「池田委員長」 異議なしと認め、本案は非公開とします。それでは、事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

「白井教育部次長」 第16号議案「教職員の任用について」を資料に基づき説明。

(以下、議事内容は個人情報に関わるため議事を非公開)

「池田委員長」 他にありませんか。なければ採決を行います。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「池田委員長」 意義なしと認め、日程第2、第16号議案「教職員の任用について」は、原案のとおり可決されました。

「池田委員長」 次に日程第3、第17号議案「豊川市社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

「生涯学習課長」 第17号議案「豊川市社会教育委員の委嘱について」を資料に基づき説明。それでは、資料6ページをお開きいただき、第17号議案「豊川市社会教育委員の委嘱について」を説明します。社会教育法第15条の規定に基づき豊川市社会教育委員を次の者に委嘱するものですが、社会教育委員は、任期が1年でございまして、毎年この時期に委嘱をしているものです。任期は5月21日から来年の5月20日までを予定しており、また、新たに1年間委嘱をしたいので、次の7ページに名簿という形で候補者を掲げてございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

(社会教育法第15条及び豊川市社会教育委員の条例より13名を委嘱。うち再任が11名、新任が2名。女性登用率46.2%)

「池田委員長」 ただいまの提案について、ご質疑がありましたらお願いいたします。

「柳瀬委員」 社会教育委員の具体的な役割、業務をお聞かせください。

「生涯学習課長」 社会教育法に基づき、教育委員会の中でも社会教育に関する事項について、助言をいただいております。昨年度でいうと、生涯学習推進計画の見直しを行ったわけですが、社会教育が生涯学習と内容が近いことから、このような計画策定についても助言をいただいたり、本市教育委員会の中でも生涯学習課・スポーツ課・中央図書館といった社会教育に関する各課の次年度事業についての御審議もいただいております。そうしたアドバイスをさせていただく機関として年に2～3回程、会議の場を設けております。

「池田委員長」 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。本案は原案のとおり可決する

ことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「池田委員長」 意義なしと認め、日程第3、第17号議案「豊川市社会教育委員の委嘱について」は、原案のとおり可決されました。

「池田委員長」 次に日程第4、第18号議案「豊川市学校給食共同調理場条例の一部改正について」を議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

「学校給食課長」 それでは、「豊川市学校給食共同調理場条例の一部改正について」ご説明させていただきます。現在、小坂井地区に建設中の豊川市南部給食センターが9月に供用開始するのに伴いまして、条例を改正するものでございます。今後、この「豊川市学校給食センター」と「豊川市南部給食センター」の2場体制になるわけですが、これに伴い今ある「豊川市学校給食中部共同調理場」、「豊川市学校給食豊川共同調理場」、「豊川市学校給食一宮共同調理場」、「豊川市学校給食御津共同調理場」が廃止されることから、この「学校給食共同調理場」という名称についても、「給食センター」という名称に改めます。

さらに、この2場体制によるそれぞれの配送する学校・区域についても見直しを行い、現在稼働している「豊川市学校給食センター」が中部中学校校区、西部中学校区、金屋中学校区、一宮中学校区、音羽中学校区の5中学校の校区を管轄し、新しい「豊川市南部学校給食センター」では、東部中学校区、南部中学校区、代田中学校区、御津中学校区、小坂井中学校区の5中学校の校区を管轄いたしますので、これらの内容についても改正いたします。

この条例改正は、6月議会に上程いたしまして、施行日については、新センターの供用開始が9月1日からですが、稼働に向けての準備ですとか、共同調理場の廃止も伴いますので、8月1日とさせていただきます。

なお、この条例改正に伴い関連する規則・規程がございますが、これらについては7月の定例会で説明させていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

「池田委員長」 ただいまの提案について、ご質疑がありましたらお願いいたします。

「柳瀬委員」 今までの「豊川市学校給食センター」が調理しているのは、8,000食ぐらいでしょうか。

「学校給食課長」 昨年のデータですと8,002食、ちなみに「豊川市南部学校給食センター」の管轄校ですと9,541食となっています。

調理能力については、調理釜の大きさに決まっていますが、「豊川市南部給食センター」は10,000食、「豊川市給食センター」では、9,000食の調理能力がございます。

以上でございます。

「池田委員長」 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「池田委員長」 意義なしと認め、日程第4、第18号議案「豊川市学校給食共同調理場条例の一

部改正について」は、原案のとおり可決されました。

「池田委員長」 本日の会議に付議されました案件はありませんので、これで本委員会を閉会いたします。

(午前10時00分 閉会)